

# 新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

## 4回目接種の対象者が拡大されました

7月22日から、医療従事者・高齢者施設等の従事者が4回目接種の対象に追加されました。  
接種を希望する方は、接種券の発行申請をお願いします。

- ▶ **接種間隔** 3回目接種日から**5か月以上経過後**  
▶ **接種券の申請方法** 順次お送りしている通知または**町ホームページ**に申請方法を記載しておりますので、ご確認ください。

| ▶ 4回目の接種券送付時期 | 3回目接種日      | 4回目接種券送付日 |
|---------------|-------------|-----------|
|               | 令和4年3月31日まで | 送付済       |
|               | 令和4年4月30日まで | 8月中旬      |

- ▶ **4回目の接種日と予約期間** 集団接種の対象者は、接種券一体型予診票に同封の案内通知に、次の予約日と接種指定日を記載しますので、ご確認のうえ、指定の予約日にお申し込みください。

### ▶ 集団接種（町民センター）

| 対象者 | 令和4年3月31日までに3回目接種済の方 |                       | 令和4年4月30日までに3回目接種済の方 |                      |                    |                      |
|-----|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 予約日 | 8月8日(月)<br>8月9日(火)   | 8月10日(水)～<br>8月12日(金) | 8月30日(火)<br>8月31日(水) | 9月1日(木)<br>9月2日(金)   | 9月5日(月)<br>9月6日(火) | 9月7日(水)<br>9月8日(木)   |
| 接種日 | 9月3日(土)<br>9月7日(水)   | 9月8日(木)<br>9月9日(金)    | 9月10日(土)<br>9月12日(月) | 9月13日(火)<br>9月14日(水) | 9月21日(水)           | 9月29日(木)<br>9月30日(金) |

- ▶ **個別接種（千葉内科医院）** 千葉内科医院で3回目の接種を受けた方は、3回目接種日から5か月以上経過後に接種可能ですので、接種券一体型予診票等書類一式を持参のうえ、診療時間内に医院窓口で予約申し込みをお願いします。

- ▶ **3回目接種** 2回目の接種日から5か月を経過した方に順次接種券をお送りします。

※接種予約日に、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合や体調が悪い場合は、予約のキャンセルや日時変更をしていただくようお願いします。

- ▶ **問い合わせ先** 接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ  
五城目町コロナワクチン予約専用ダイヤル ☎0570・666・764（平日午前9時～午後4時）

## 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため 町民の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症の第7波により全国的に感染者が急増していることから、感染のまん延を未然に防ぐため、感染防止対策や密を避けるなど適切な行動に努めるようお願いします。

- 従来と同様に手指の消毒、状況に応じた正しいマスクの着用、こまめな手洗い、うがい、三密の回避、十分な換気といった基本的な対策を徹底する。
- 県外との往来は訪問先等の感染状況を踏まえ判断し、一人ひとりが基本的な感染防止対策を図る。ま

た、帰宅後の健康観察や必要に応じてPCR検査等により感染拡大防止対策を図る。

- 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底する。
- 咳、発熱、喉の痛み、体のだるさ、味覚、嗅覚の異常を感じたときは、無理に外出せず速やかに「かかりつけ医」に電話で相談する。

## 発熱などの症状があり受診を希望する場合は まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶ あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号  
☎018・866・7050（24時間受付）  
☎018・895・9176（8：00～17：00受付）  
☎0570・011・567（8：00～17：00受付）

申請はお済みですか？

## 大学生等ふるさとからのエール給付金 申請期限は8月31日(水)です

コロナ禍の中で、大学生等を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、修学を支援するため、大学生等の子ども1人につき10万円を支給します。

- ▶ **申請者** 大学生等の修学資金を負担し、令和4年4月1日時点で五城目町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者。

- ▶ **大学生等の範囲** 大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第1学年～第3学年は除く）、専門学校、

大学校、予備校、都道府県が認可した各種学校等に在学している方。

- ▶ **給付額** 大学生等1人につき10万円

※申請書は、学校教育課で入手していただくか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。申請書作成後は、添付書類を添えて郵送していただくか、学校教育課へご持参ください。

- ▶ **申請期限** 8月31日(水)  
☎ 町教育委員会学校教育課（☎852・5372）

## 生活支援臨時特別給付金 申請期限は9月30日(金)です

### ● 家計急変世帯

住民税非課税世帯に該当する方以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの1年間の（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の経常的な）収入見込額が住民税の非課税となる水準に相当する額以下である世帯が該当しますので、町総務課または町ホー

ムページから申請書を取得し、記入のうえ関係資料を添付し町総務課へ提出してください。

申請期限は、令和4年9月30日(金)です。忘れずに申請をお願いします。

※前記に関わらず、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

☎ 町総務課（☎852・5332）

## 町職員採用試験 （高校卒一般行政・消防職員）を行います

町では、令和5年度採用の職員採用試験を行います。試験の概要は次のとおりです。

### ▶ 採用予定人数と受験資格

- **高校卒一般行政** 若干名

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した方もしくは令和5年3月卒業見込みの方またはこれらに相当する学歴を有すると認められる方は受験できません。

- **消防職員** 若干名

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方。男女は問いません。

### ▶ 給与

- 高校卒初任給 150,600円（原則として）（給与条例により各手当を支給します）

### ▶ 一次試験日時・会場

- 令和4年9月18日(日) 午前9時 受付開始

- 秋田県市町村会館（秋田市）  
※一次試験は「秋田県町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。

### ▶ 試験の方法

- 一次試験（教養試験、検査（性格特性検査））
- 二次試験（口述試験・作文・身体検査）  
※二次試験は、10月中旬以降に行う予定です。
- 資格調査

### ▶ 受験申込の受付期間

- **8月3日(水)～8月24日(水)**

### ▶ 問い合わせ、申込書請求、受験申込先

〒018-1792  
五城目町西磯ノ目一丁目1番地1  
五城目町役場総務課（☎852・5332）  
※詳細は、町ホームページ（<https://www.town.gojome.akita.jp>）に掲載しています。

